

胎内市指定介護予防支援事業所の指定及び更新申請の承認について

介護保険法第 115 条の 28 において準用する法 70 条の 2 の規定による地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業所の更新指定について、胎内市地域包括支援センター運営協議会要綱第 1 条及び第 2 条（1）の規定に基づき、本協議会の承認を求める。

記

- 1 指定介護予防支援事業所 胎内市地域包括支援センターみらい
 - (1) 所在地 胎内市新和町 2 番 10 号
 - (2) 設置者 新潟県 胎内市
 - (3) 主たる事務所 胎内市新和町 2 番 10 号
 - (4) 代表者氏名 胎内市長 井畑 明彦
 - (5) 指定有効期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- 2 指定介護予防支援事業所 地域包括支援センター胎内市社協
 - (1) 所在地 胎内市西本町 11 番 11 号 ほっと HQT・中条
 - (2) 設置者 社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会
 - (3) 主たる事務所 胎内市西本町 11 番 11 号 ほっと HQT・中条
 - (4) 代表者氏名 会長 阿彦 和男
 - (5) 指定有効期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- 3 指定介護予防支援事業所 地域包括支援センター中条愛広苑
 - (1) 所在地 胎内市十二天 91 番地
 - (2) 設置者 医療法人 愛広会
 - (3) 主たる事務所 新潟市北区木崎 761 番地
 - (4) 代表者氏名 理事長 池田 弘
 - (5) 指定有効期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- 4 指定介護予防支援事業所 地域包括支援センターやまぼうし
 - (1) 所在地 胎内市下館字大開 1522 番地
 - (2) 設置者 医療法人 白日会
 - (3) 主たる事務所 胎内市下館字大開 1522 番地
 - (4) 代表者氏名 理事長 吉岡 加那子
 - (5) 指定有効期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

- 5 指定介護予防支援事業所 地域包括支援センターちゅーりっぷ苑
 - (1) 所在地 胎内市協和町 837—1
 - (2) 設置者 医療法人社団 共生会
 - (3) 主たる事務所 胎内市西本町 12 番 1 号
 - (4) 代表者氏名 理事長 堀川 誠也
 - (5) 指定有効期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日